

【その他の項目】

- (1) 特定再開発建築物等に係る課税の特例措置の 2 年延長 (所得税・法人税)
- (2) 民間都市開発推進機構の都市再生支援業務等に係る課税の特例措置の拡充 (法人税・法人住民税・事業税・事業所税)
- (3) 路外駐車場に係る課税の特例措置の 2 年延長 (不動産取得税・固定資産税)
- (4) 防災街区整備権利移転等促進計画に基づき土地を取得した場合の特例措置の 2 年延長 (特別土地保有税)
- (5) 防災街区整備推進機構が土地を先行取得する場合及び当該土地の保有に係る特別土地保有税の特例措置の 2 年延長 (特別土地保有税)
- (6) 沿道再開発等促進区の創設に伴う特例措置の拡充 (所得税・法人税・住民税・固定資産税・都市計画税・特別土地保有税)
- (7) 河川立体区域制度の活用による河川整備推進に係る特例措置の適用期限の 2 年延長 (不動産取得税)
- (8) 電線類の地中化設備に係る特例措置の 1 年延長 (所得税・法人税・固定資産税)
- (9) 認定 N P O 法人に対する認定要件の緩和 (所得税・法人税・相続税)
- (10) 公害防止施設等の特別償却の 2 年延長 (所得税・法人税)
- (11) 振興山村区域内における保全事業等に係る特例措置の 2 年延長 (法人税・特別土地保有税)
- (12) 試験研究費の総額に係る税額控除制度の創設 (所得税・法人税)
- (13) 試験研究費の総額に係る税額控除制度 (中小企業経営革新支援法) の創設 (所得税・法人税)
- (14) 産学官連携の共同研究・委託研究に係る税額控除制度の創設 (所得税・法人税)
- (15) 増加試験研究費の税額控除制度の適用期限の 3 年延長 (所得税・法人税)
- (16) 開発研究用設備の特別償却制度の創設 (所得税・法人税)
- (17) 産業再生機構 (仮称) が金融機関からの債権買取りにより取得した不動産に関する権利の移転登記に係る登録免許税の非課税措置の創設 (登録免許税)
- (18) 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画及び経営基盤強化計画を実施する組合等が賦課金により取得した試験研究用固定資産の圧縮記帳制度の 2 年延長 (法人税)
- (19) 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画を実施する中小企業者の機械等の特別償却又は税額控除の 2 年延長 (所得税・法人税)

- (20) 中小企業経営革新支援法に基づく経営基盤強化計画を実施する特定組合等の構成員の機械等の割増償却の2年延長（所得税・法人税）
- (21) 中小企業経営革新支援法に基づく経営革新計画及び経営基盤強化計画を実施する組合等に対する支出金の特別償却制度の2年延長（所得税・法人税）
- (22) 中小企業等の貸倒引当金の特例措置の2年延長（法人税）
- (23) 中小企業流通業務効率化促進法に基づく商業施設等に係る特別償却制度の2年延長及び拡充（法人税）
- (24) 事業協同組合等の留保所得の特別控除制度の2年延長（法人税）
- (25) 新事業創出促進法に基づく高度技術産業集積地域に係る特例措置の2年延長（法人税・特別土地保有税）
- (26) 中心市街地活性化法に規定する貨物運送効率化事業の施設に係る特例措置の2年延長（特別土地保有税）
- (27) 特定物質の規制等におけるオゾン層の保護に関する法律による特定物質の代替物質を使用するために開発、改良された機械その他の設備に係る課税標準の特例の2年延長（固定資産税）
- (28) 鉱工業技術研究組合等に対する支出金の特別償却制度の延長（所得税、法人税）
- (29) 鉱工業技術研究組合等の所得計算の特例の延長（法人税）

平成15年度税制改正大綱（平成14年12月13日与党三党）における検討事項

土地に係る固定資産税の取扱い

土地に係る固定資産税については、基本的に現行制度が維持されることとなったが、与党三党の平成15年度税制改正大綱において、「土地に係る固定資産税のあり方については、今後の土地を巡る諸情勢や地方税体系全体のあり方等を踏まえつつ、幅広い観点から、直ちに具体的な検討を進める。」こととされた。